

6高長社第 1637 号

令和7年3月 24 日

各軽費老人ホーム設置者 様

高知県子ども・福祉政策部長寿社会課長

高知県軽費老人ホームの利用料等の取り扱いについて(通知)

「高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例」(令和3年3月 26 日条例第1号)第3条第1項第1号で準用する「軽費老人ホームの設置及び運営に関する基準」(平成 20 年厚生労働省令第 107 号)第 16 条に定める「都道府県知事が定める額」及びその他軽費老人ホームの利用料の取り扱いについて「高知県軽費老人ホーム利用料等取扱基準」を別添のとおり定めましたのでお知らせします。

この基準は令和7年4月1日より適用することとし、これに伴い「高知県軽費老人ホーム事務費補助金要綱の取り扱いについて」(平成 21 年 4 月 2 日付け 20 高高齢第 1559 号高知県健康福祉部高齢者福祉課長通知)及び「軽費老人ホーム(ケアハウス)の生活費の改定について(通知)」(令和6年9月4日付け6高長社第870号高知県子ども・福祉政策部長寿社会課課長通知)、「軽費老人ホーム(ケアハウス)の生活費の改定について(通知)」(令和元年9月 27 日付け元高高齢 553 号高知県地域福祉部高齢者福祉課長通知)は廃止します。

高知県軽費老人ホーム利用料等取扱基準

第1 基本利用料

軽費老人ホームにおける入所者1人1ヶ月当たりの基本利用料は、「サービスの提供に要する費用」、「生活費」、「居住に要する費用」の合算額以下とする。

第2 サービスの提供に要する費用

(1) サービスの提供に要する費用(月額)は別表Ⅰのサービスの提供に要する基本額(月額)に各種加算額等を加えた額を上限とする。

ア 別表Ⅰの⑤又は⑦が適用される施設は、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設のうち一般入所者に対し専ら生活相談の職務に従事する生活相談員を常勤で1名以上配置しており、且つその職員が以下のいずれかの要件を満たす場合に限る。

(ア) 社会福祉士の資格を有する者

(イ) 社会福祉施設で5年以上の生活相談員経験のある者

(ウ) 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者

(2) サービスの提供に要する費用の助成基準額は、サービスの提供に要する費用(月額)から、別表Ⅱの本人からの徴収額を差し引いた額とする。

(3) 各種加算額等

以下の各種加算額等については、要件に該当する場合、上記のサービスの提供に要する費用(月額)に合算すること。

ア 処遇改善費

処遇改善加算は、次のキャリアパス要件をすべて満たす施設を対象とし、別表Ⅰのサービスの提供に要する基本額に加算率10%を乗じて得た額(円未満切捨て)とする。

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、一般入所者のみに処遇改善費を算定し、それ以外の入所者との単価と区分して用いること。

キャリアパス要件

(ア) 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。

(イ) 介護職員の職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。

(ウ) 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質の向上目標及び実現のための具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。

(エ) 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判断する仕組みを設けている。

(オ) アからエまでに掲げる内容について全ての介護職員に周知している。

第3 生活費(月額)

(1) 生活費(月額)の設定

生活費(食材料費及び共用部分の光熱水費に限る。)は下表に定める額を上限とする。また、必要に応じ11月から3月までの間に限り暖房費を徴収できるものとし、その1ヶ月当たりの額は冬期

加算額の欄に定める額以下とする。

区 分	1人当たりの額	冬期加算額(11月から3月まで) Ⅵ区
乙 地	46,336 円	1,968 円

第4 居住に要する費用

(1) 居住に要する費用の設定及び支払い方法

ア 居住に要する費用については、次に定めるところによる一括支払い方式、分割支払い方式、併用支払い方式のうち、入所者本人の意向に十分に配慮しつつ、原則として分割支払い方式をとるよう努めるものとする。

(ア) 一括支払い方式

一括支払い方式とは、施設の建設年次の施設整備費(土地取得費を除く。)から、国庫補助額、都道府県補助額のうち借入金返還予定額、都道府県等の借入金返還助成額等公的補助額を差し引いた設置者負担額の範囲内の額を定員又は入所者数に応じて配分した額(以下「居住費基礎額」という。)を基礎とし、一括納入する方式である。

なお、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第7条第1項の規定に基づき選定され、施設の貸与を受けて運営している場合には、前述の「建設年次の施設整備費」とあるのを「施設及び施設用地の賃借料総額を現在価値で換算した額」と読み替えるものとする。

(イ) 分割支払い方式

分割支払い方式とは、居住費基礎額に一定の期間の月数(20年を標準とする。)の利息を加えた額を当該月数で除して得た額を定期的に納入する方式である。

(ウ) 併用支払い方式

併用支払い方式とは、居住費基礎額のうち、一定額を一括納入させるとともに、残余の額に一定の期間の月数(20年を標準とする。)の利息を加えた額を当該月数で除して得た数を定期的に納入する方式である。

イ この居住に要する経費の設定は、上限を示したものであり、その範囲内で地域のニーズ等を勘案し、設定することは差し支えないこと。

ウ 当初からの入所者との均衡及び施設の老朽化に伴う修繕費、改築等に要する費用が必要となること等に鑑み、軽費老人ホームが開所し、一定期間経過した後入所する者についても、居住費基礎額の範囲内で居住に要する費用を設定して差し支えないこと。

エ 入所者が一定の期間(20年を標準とする。)未満の期間以内に退所した場合においては、一括支払い方式で支払われた居住に要する費用又は、併用支払い方式による一括納入金を一定の期間(20年を標準とする。)から経過期間を差し引いた期間に応じ、均等払いで、退所時に利用者に返還すること。

なお、軽費老人ホーム単独経営の社会福祉法人など財政基盤が十分でないと判断される場合であって、かつ、着工時において相当数の入所者が確保されていない場合については、十分な入所者を確保し、安定的な経営が見込まれるまでの間について、入居金の返還債務

について銀行保証等が付されていること。

(2) 居住に要する費用の減額

居住に要する費用は、入所者の所得の低い場合や夫婦で利用する場合等入所者の実態に応じ、一定の範囲内で減額しても差し支えないものであること。

別表 I

サービスの提供に要する基本額(月額)

軽費老人ホーム

○留意事項

特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、サービスの提供に要する基本額(月額)について、以下のとおりとなるので留意すること。

	サービスの提供に要する 基本額(月額)	備考
特定施設入居者生活介護の 利用者	⑤、⑥、⑦、⑧のいずれか	⑥+⑩、⑧+⑩の組み合わせについては、一般入所者が30人以下の場合を除く。
上記以外の一般入所者	上記に⑨又は⑩を加えた額	

① 単独設置 ケアハウス単独設置(介護職員あり)

入所者数	令和7年4月以降適用
人	円
20	130,300
21-30	87,400
31-40	76,400
41-50	68,000
51-60	57,500
61-70	54,400
71-80	47,700
81-90	47,200
91-100	42,500
101-110	40,900
111-120	37,700
121-130	38,200
131-140	35,600
141-150	34,200

② 単独設置(介護職員を1名配置しない場合)

入所者数	令和7年4月以降適用
人	円
20	107,900
21-30	72,400
31-40	65,800
41-50	59,500
51-60	50,400
61-70	48,300
71-80	42,400
81-90	42,500
91-100	38,500
101-110	37,200
111-120	34,100
121-130	35,000
131-140	32,500
141-150	31,400

③ 併設設置

入所者数	令和7年4月以降適用
人	円
10-14	134,800
15-19	90,300
20-29	85,400
30	62,100
31-40	57,400
41-50	46,200
51-60	38,700
61-70	33,300
71-80	29,400
81-90	31,000
91-100	28,000
101-110	27,100
111-120	24,800
121-130	26,500
131-140	24,700
141-150	24,000

④ 併設設置(介護職員1名を配置しない場合)

入所者数	令和7年4月以降適用
人	円
10-14	91,300
15-19	61,300
20-29	63,700
30	47,300
31-40	46,900
41-50	37,700
51-60	31,600
61-70	27,300
71-80	24,000
81-90	26,200
91-100	23,700
101-110	23,200
111-120	21,400
121-130	23,200
131-140	21,700
141-150	21,200

⑤ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合(単独設置)

共通職員

入所者数	令和7年4月以降適用
人	円
20	97,200
21-30	65,200
31-40	49,300
41-50	46,100
51-60	39,300
61-70	38,700
71-80	34,100
81-90	30,300
91-100	27,400
101-110	27,100
111-120	24,900
121-130	26,500
131-140	24,700
141-150	24,000

⑥ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合(単独設置)

共通職員 生活相談員を1名置かない場合

入所者数	令和7年4月以降適用
人	円
20	75,100
21-30	50,500
31-40	38,200
41-50	37,300
51-60	32,000
61-70	32,400
71-80	28,500
81-90	25,400
91-100	23,000
101-110	23,100
111-120	21,300
121-130	23,100
131-140	21,600
141-150	21,100

⑦ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合(併設設置)

共通職員

入所者数	令和7年4月以降適用
人	円
10-14	69,800
15-19	46,900
20-29	52,700
30	40,200
31-40	30,400
41-50	24,600
51-60	20,800
61-70	18,000
71-80	15,900
81-90	14,200
91-100	12,900
101-110	13,400
111-120	12,400
121-130	14,900
131-140	13,900
141-150	14,000

⑧ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合(併設設置)

共通職員 生活相談員を1名置かない場合

入所者数	令和7年4月以降適用
人	円
10-14	25,700
15-19	17,600
20-29	30,700
30	25,500
31-40	19,400
41-50	15,800
51-60	13,300
61-70	11,600
71-80	10,400
81-90	9,400
91-100	8,500
101-110	13,400
111-120	12,400
121-130	11,500
131-140	10,800
141-150	11,000

⑨ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合(単独・併設共通)

一般入所者に対する介護職員

一般入所者数	令和7年4月以降適用
人	円
20	32,600
21-30	21,300
31-40	26,600
41-50	21,200
51-60	17,700
61-70	15,100
71-80	13,200
81-90	16,400
91-100	14,800
101-110	13,400
111-120	12,300
121-130	11,400
131-140	10,600
141-150	9,900

⑩ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合(単独・併設共有)

一般入所者に対する介護職員を1名置かなかった場合

一般入所者数	令和7年4月以降適用
人	円
20	11,600
21-30	7,200
31-40	15,900
41-50	12,700
51-60	10,600
61-70	9,100
71-80	7,900
81-90	11,800
91-100	10,600
101-110	9,600
111-120	8,800
121-130	8,000
131-140	7,500
141-150	6,900

(注)この表における「一般入所者」の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は推定値による。

ア 前年度の平均値は、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする)の一般入所者延べ数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この算定にあたっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

イ この表における「単独設置」は軽費老人ホームを単独で運用している施設と、「併設設置」は同一敷地内の他の社会福祉施設等と一体で運営している施設と定義する。

別表Ⅱ

本人からの徴収額(月額)

軽費老人ホーム

対象経費による階層区分		費用徴収額(月額)
1	1,500,000 円 以下	10,000 円
2	1,500,001 円 ～ 1,600,000 円	13,000
3	1,600,001 円 ～ 1,700,000 円	16,000
4	1,700,001 円 ～ 1,800,000 円	19,000
5	1,800,001 円 ～ 1,900,000 円	22,000
6	1,900,001 円 ～ 2,000,000 円	25,000
7	2,000,001 円 ～ 2,100,000 円	30,000
8	2,100,001 円 ～ 2,200,000 円	35,000
9	2,200,001 円 ～ 2,300,000 円	40,000
10	2,300,001 円 ～ 2,400,000 円	45,000
11	2,400,001 円 ～ 2,500,000 円	50,000
12	2,500,001 円 ～ 2,600,000 円	57,000
13	2,600,001 円 ～ 2,700,000 円	64,000
14	2,700,001 円 ～ 2,800,000 円	71,000
15	2,800,001 円 ～ 2,900,000 円	78,000
16	2,900,001 円 ～ 3,000,000 円	85,000
17	3,000,001 円 ～ 3,100,000 円	92,000
18	3,100,001 円 以上	全 額

(注1) この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注2) 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」(平成 18 年1月 24 日老発第 0124004 号)の「1「対象収入」について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」(平成 18 年1月 24 日老計発第 0124001 号)の第2の1の(1)「前年」の対象収入の取扱い、(3)「収入として認定するものの取扱い」、(4)「必要経費の取扱い」に準じ取扱うこと。

(注3) 本人からの徴収額(月額)は上表により求めた額とする。

ただし、その額が当該施設におけるサービスの提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用を本人からの徴収額(月額)とする。

(注4) 生計が同一である2人(夫婦や親子など)が入居する場合については、当該2人の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が 150 万円以下に該当する場合のそれぞれの費用徴収額については、上記表の額から 30%減額した額を本人からの費用徴収額とする。この場合、100 円未満の端数は切り捨てとする。

(注5) 利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護担当部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。